



# 杉並区新しい芸術鑑賞様式助成金

## 募集要項【第2期】

新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展示会等の中止が相次ぎ、文化・芸術活動の機会が失われています。活動の再開に向けて、区民が安心して芸術を鑑賞できるよう、3密を防ぐ等の感染症対策を講じて実施する文化・芸術活動事業（新しい芸術鑑賞様式）に対し、その事業に係る経費の一部を助成します。

- [助成金額] 1事業当たり 上限30万円
- [対象期間] 令和2年6月18日(木)～令和3年3月31日(水)
- [受付期間] 令和2年8月17日(月)～9月4日(金)必着【第2期】  
(第3期は9月下旬開始を予定しています)
- [提出方法] メールまたは郵送

### 問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 芸術鑑賞助成金担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階  
電話 03-5307-0734、03-5307-0365 (直通)  
Eメール bunka-g2@city.suginami.lg.jp

## 1 対象者

以下のいずれかに該当する個人または団体

- (1) 区内に住所を有する個人または活動拠点※を有する団体  
平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 2(2020)年 6 月 17 日までに、実施場所は問わず、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした公演や展示会等の実績を有すること
- (2) 区外に住所を有する個人または活動拠点※を有する団体  
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 17 日までに、区内で広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした公演や展示会等の実績を有すること

※活動拠点を有するとは、法人の場合は本社、事務所、スタジオ等の施設を有していること、それ以外の団体の場合は、公演や展示等に向けた練習や制作を行う場所があることを指します。

- 個人または団体が複数集まり実施される事業については、実施する個人または団体ごとの申請も可能です（例：実行委員会形式により複数会場で実施する事業）
- 教育活動の一環（例：部活動等での公演や大学講義の一環としての展示会等）として実施された事業は、今回の実績には含むことはできません。
- 団体として申請する場合は、その団体での実績が必要となります。個人の実績を団体の実績とすることはできません。

なお、次の事例に該当する場合は対象となりません。

- 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する団体
- 政治的もしくは宗教的普及宣伝と認められる活動、または公序良俗に反する恐れがある活動を実施する団体
- 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体
- 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納又は未申告が無いこと。なお、必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

## 2 対象事業

申請者自らが主催者となつて行う文化・芸術活動事業（音楽、演劇、舞踊、美術、映像または伝統芸能等）で、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」等に沿って、3密(密閉・密集・密接)対策やアルコール消毒、マスク着用、検温の実施等を行い、区民等が安心して芸術鑑賞できる環境を整えて実施する事業であること
- (2) 対象期間内に、区内で実施される事業またはオンラインで実施される事業であること（オンラインの場合は、区内のホールや劇場・ライブハウス等、利用料金が明示されている施設を会場として行うライブ配信、または収録配信であること）
- (3) 広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会等が提供されること

(4) 以下の事業に該当しないこと

- 国、地方公共団体等が主催するもの
- 区との共催事業または区から名目の如何を問わず助成金、補助金、委託費等を受けているもの ※「杉並区文化・芸術発信の場継続給付金」との重複申請は可能
- 宗教的または政治的な宣伝、主張を目的とするもの
- カルチャースクール等の教室、サークル活動・習い事の講習会・発表会等の特定の構成員に向けた事業
- 寄附を主な目的とするもの
- 教育活動の一環として行われるもの

### 3 対象期間

次の期間に杉並区内もしくはオンライン（「2 対象事業（2）」参照）で実施される事業

- (1) 令和2年6月18日（木）～10月15日（木）※
- (2) 令和2年10月16日（金）～令和3年3月31日（水）

※事業の承認は10月上旬となるため、(1)の期間に実施する事業については「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業事前審査申請書（第1号様式）」の「事前実施」欄にチェックしてください（助成を保証するものではありません）。

### 4 助成金額と助成予定件数

- (1) 1事業当たり：上限30万円 助成率：対象経費の10/10  
(助成対象経費のうち実際に支出した額を、30万円を上限に助成します。)
- (2) 予定件数：150件程度

### 5 申請の手続き

- (1) 申請受付期間  
第2期：令和2年8月17日（月）～9月4日（金）必着

- (2) 申請受付方法  
メールまたは郵送にて受付します。  
メールの場合は1通につき8MB以内として下さい。

- (3) 申請書類の入手方法  
杉並区公式ホームページより入手してください。  
URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0206/1060351.html>



※QRコード

- (4) 申請書類  
以下の申請書類を各1部提出してください。なお、申請書類の返却はしませんので、必ず写しを保管してください。

申請書類一覧（各1部）	
①	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業事前審査申請書（第1号様式）
②	事業計画書
③	収支予算書 ※この予算書の額をもって助成額を確定するものではありません
④	事業概要の補足資料（パンフレット、チラシ）、 会場の申込書（領収書）※すでに制作済、申し込み済の場合のみ
⑤	平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年6月17日までに実施された公演や展示会等の資料（プログラム、チラシ等） ※最大で3事業までご提出ください。

## 6 助成対象経費と対象外経費

申請事業に直接かかる経費が対象となります。

区分	項目	内 訳
助成対象経費	1.感染症対策	アルコール消毒液、マスク、非接触型体温計等の購入費、PCR検査費用等
	2.作品借料	作品借料（保険料を含む）
	3.制作費	作品制作費（制作材料費、機材使用料等）
	4.出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料等
	5.音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	6.文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣裳等デザイン料、照明・音響プラン料、台本料、著作権使用料、企画制作費等
	7.会場費	会場使用料、付帯設備借上費、稽古場借料
	8.舞台費	大道具費、小道具費、衣裳借料、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、舞台機材費、照明費、音響費、舞台美術費等
	9.設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金等
	10.運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、美術品運搬費等 ※車両レンタルなど、用途の判断が出来ないものは除く
	11.謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理謝金、通訳謝金、託児謝金等
	12.通信費	案内状送付料等
	13.宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、入場券販売手数料、WEBサイト費（運営費は含まない）、立看板費等
	14.印刷費	プログラム印刷費（無償配布の場合）、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費等（デザイン費・紙代含む）
	15.配信・記録費	収録費、録画費、録音費、写真費等 ※事業成果として記録するもの・オンライン配信に係るものに限る

対象外経費(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料頒布するプログラム、収録等の作成経費</li> <li>○自ら設置し又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の使用料</li> <li>○レンタカー代、交通費、宿泊費、催事保険料等</li> <li>○団体または個人の財産となる物品等の購入費等（感染症対策に必要な物を除く） ※感染症対策に必要な物であってもパソコンやビデオカメラ等汎用性がある物品は対象外</li> <li>○団体の運営維持費                      ○印紙代、振込手数料</li> <li>○飲食費                                      ○支給品・記念品代</li> </ul>
----------	--

## 7 審査の基準

申請書類の内容について、杉並区文化・芸術振興審議会（以下「審議会」という）において、以下の視点を中心に審査します。

- 区民等が安心して芸術を鑑賞できるよう、3密対策等の感染防止策を講じて実施するものがあるか
- ホームページやチラシ等を活用して広く区民等に周知し、区民等の鑑賞または参加の機会等を提供するものであるか
- 区民等に対する文化・芸術活動としての継続性が見込まれるか

## 8 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の確定の全部または一部を取り消すことがあります。

- (1) 申請の内容に不備（助成金の額に係るものに限る）があったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成事業を遂行しないとき、または遂行する見込みがないと認められるとき
- (4) 助成事業が要件に該当しなくなったと認められるとき
- (5) 申請者に不正な行為があると認められるとき
- (6) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (7) 区が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他必要な資料を提出しないとき
- (8) その他助成金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他法令または要綱に基づく命令に違反したとき

## 9 事業報告・領収書について

- (1) 事業終了後1カ月以内に以下の書類を郵送で文化・交流課にご提出ください。  
※令和3年3月実施の事業については、令和3年3月31日までにご提出ください。

事業終了に伴う書類一覧（各1部）	
①	杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業完了報告書（第3号様式）
②	収支決算書
③	領収書（助成対象経費に係るもののみ）の原本・写し ※確認後に原本は返却し、写しをお預かりします
④	事業完了報告書に記載のある3密対策等が確認できる写真

- (2) 提出する領収書は以下の点に注意してください。

- 宛 名：申請時の団体名または代表者名が記載されたものであること  
⇒宛名のないもの（上様も不可）や、申請時の団体名（または代表者名）以外の宛名が記載されたものは、認めることはできません
- 品 名：具体的な品名が明記されたものであること⇒「お品代」は認めることはできません
- 発行者：発行者の氏名、住所、連絡先が明記され、領収印が押印されたものであること
- 日 付：事業を実施する上で適正な日付のものであること

## 10 助成金額の確定及び支払い

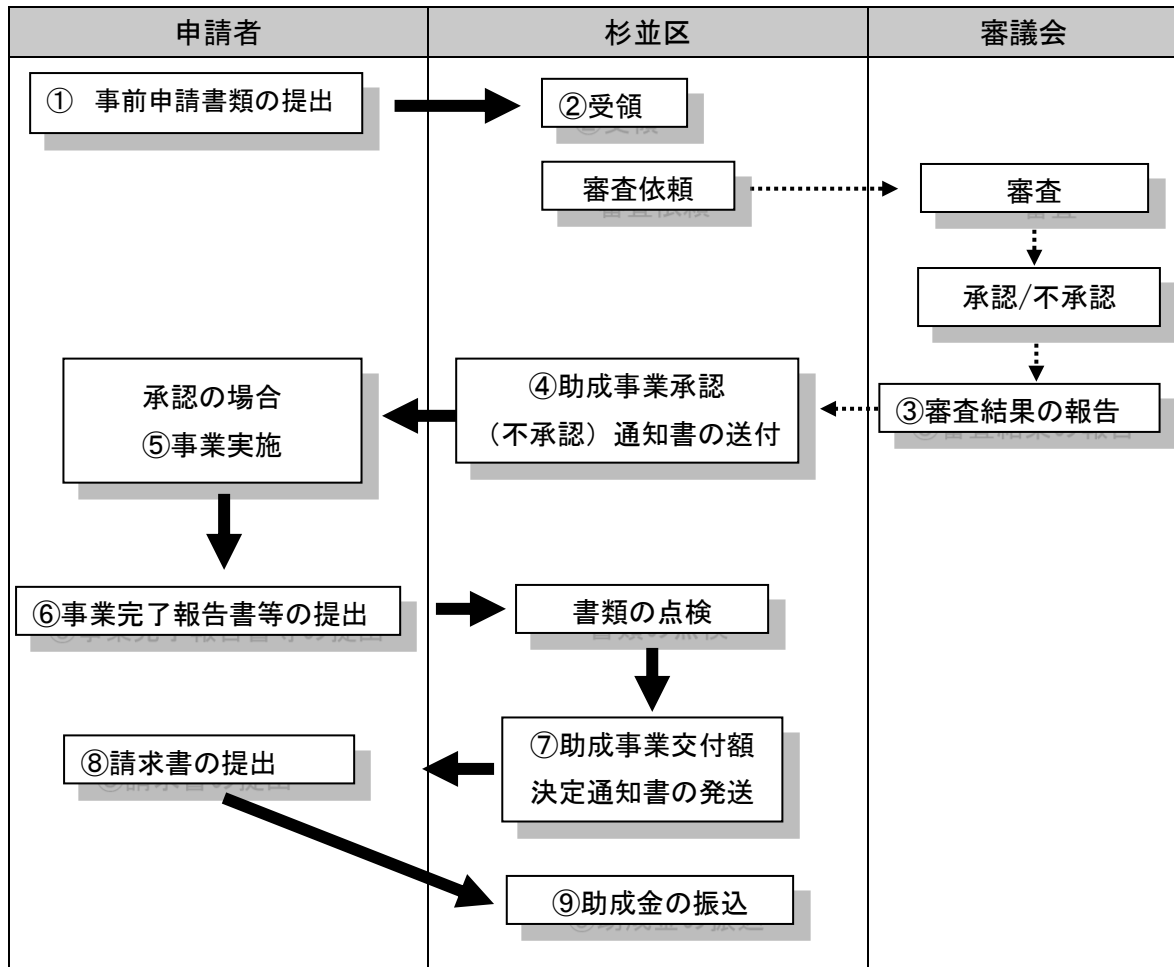
ご提出いただいた収支決算書と領収書を元に助成金額（上限 30 万円）を確定します（領収書合計額 1,000 円未満切り捨て）。事業報告書類に不備がないことが確認された後、助成事業確定額通知書を発送します。その後、請求書を提出いただき、ご指定いただいた口座にお振込みします。

例) 対象経費の領収書として認められるものが 40 万円分の場合：助成額 30 万円  
20 万円分の場合：助成額 20 万円

## 11 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、区条例等に基づく情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。
- (2) 申請後、決定を受けた事業内容について変更が必要となった場合または助成事業を中止しようとする場合は、速やかに文化・交流課へご連絡ください。
- (3) 助成事業は、申請者名、事業名、助成金交付確定額等を区ホームページに掲載します。
- (4) 同一申請者が複数の申請をすることはできません。
- (5) 申請された事業の中から無作為に一定数の事業を抽出し、職員が実施状況確認のために現場調査（モニタリング）を行います。
- (6) 助成対象事業となった場合、公演のチラシ・ポスター等の制作物に、「杉並区新しい芸術鑑賞様式助成事業」であることを明記してください。

■助成金交付までの流れ



## 12 助成金Q&A

### 【対象者について】

Q1-1 申請にあたって年齢要件はあるのでしょうか？

A1-1 年齢要件はありません。

Q1-2 国籍を問わず申請が可能でしょうか？

A1-2 「2 対象者」の条件に該当していれば国籍は問いません。

Q1-3 プロとして文化・芸術活動で生計を立てていなくても申請できるのでしょうか？

A1-3 「2 対象者」の条件に該当していれば可能です。

Q1-4 10月から3か月連続で行う公演企画ですが、3回とも助成対象になりますか？

A1-4 事業としての同一性を保持する事業であれば、全体を一つの事業とみなしますので、3回分の経費を計上することができます（3回分で上限30万円）。

Q1-5 事務所の所在地は他区になりますが、杉並区を中心に活動している団体（法人）です。区内で公演を企画していますが、助成の対象となりますか？

A1-5 平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年6月17日までに区内での公演等の実績があれば対象となります。

Q1-6 設立したばかりの団体で、公演実績がありません。助成の対象となりますか？

杉並区民ですが、公演実績がありません。助成の対象となりますか？

A1-6 対象となりません。

Q1-7 公演場所が確定していませんが、申請は可能ですか？

A1-7 区内で実施予定の場合は申請可能です。ただし、最終的に区外で実施した場合は対象外となります。

Q1-8 杉並区民ですが、直近の活動が平成31年3月では助成の対象とならないのでしょうか？

A1-8 対象となりません。

Q1-9 令和2年3月に開催を予定していた公演が新型コロナウイルスの影響で中止になりました。この場合助成の対象とならないのでしょうか？

A1-9 原則、平成31年4月1日～令和2年6月17日までに公演等の実績を有することが必要ですが、新型コロナウイルスの影響等により、期間内にやむを得ず中止となってしまった公演等がある場合には、「2 対象者」の条件に該当するものとします。



Q1-10 主催する事業について申請を検討していますが、平成31年4月1日～令和2年6月17日までの実績が出演者としての参加のみで、事業を主催した実績はありません。この場合助成の対象にはならないのでしょうか。

A1-10 平成31年4月1日～令和2年6月17日までの実績が事業の主催ではなく、出演等の参加のみの場合ご相談ください。

Q1-11 活動メンバーの1人が別の申請団体にも所属しています。この場合、どちらの団体も対象になるのでしょうか？一方の団体のみ対象となるのでしょうか？

A1-11 重複だけを理由に一律に対象外とはなりません。提出いただいた各種書類に基づき、審議会で判断します。

Q1-12 本助成金は、同一の人物が複数回申請することはできますか？

A1-12 申請できません。

#### 【申請について】

Q2-1 助成金の申請者（団体名または代表者名）と領収書等の宛名（団員の個人名）が異なっていました。助成金の対象経費として認められますか？

A2-1 助成金申請者を支払者とする領収書のみ対象となります。

Q2-2 対象外経費の領収書まで提出が必要ですか？

A2-2 「収支決算書」に記載した助成金の対象となる費用の領収書のみご提出ください。

Q2-3 「申請者自らが出演する催しにおける自身への出演料」は対象経費と考えてよいのでしょうか？

A2-3 申請団体の代表であるAから出演者Aへの出演料は認めますが、個人で申請した申請者Bが出演者Bへ支払う出演料は認められません（公人としての申請者を個人と区別しています）。

Q2-4 「ホームページの開設費用」は「団体または個人の財産となる物品等の購入費等」に当たらず対象となると理解してよいのでしょうか？

A2-4 開設にかかる費用は対象としますが、運用費（ランニングコスト）は対象外となります。

Q2-5 感染症対策として出演者全員でPCR検査を定期的に受ける予定です。必要経費と考えてよいのでしょうか？

A2-5 事業の出演者・スタッフにつき1回まで助成対象経費とすることができます。

Q2-6 「区民が安心して芸術を鑑賞できる環境」とは具体的にどのようなことでしょうか？明確な条件はあるのでしょうか？

A2-6 3密の回避など例示をあげていますが、明確な条件はありません。国の基本的対処方針や東京都が示すロードマップを参考に、施設の特性や来場者の協力も含め、個々に対策を講じてください。

【その他】

Q3-1 審査にはどのくらいの期間がかかるのでしょうか？

A3-1 9月4日まで募集を行い、9月下旬に審議会にて審査を行います。審議会の審査結果については、10月上旬に皆様にご連絡する予定です。

Q3-2 助成の時期はいつ頃になるのでしょうか？

A3-2 事業完了報告書をご提出いただき、不備がなければ概ね4週間程度で指定の口座に振り込みします。